

青梅市自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントのガイドラインの策定について

ケアマネジメントの質向上を通じて、利用者の自立支援・重度化防止を図るため、下記のとおり「青梅市自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定いたしました。

1 目的

介護保険法第1条（目的）において、「要介護者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう（中略）国民の保健医療向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」（下記、介護保険法参照）」と規定されています。

そのためには、要介護者、要支援者、事業対象者（以下「利用者」という。）および家族を支える介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）や介護サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）による、適切かつ質の高いケアマネジメントが重要です。

そこで、青梅市では、ケアマネジメントの適正化や質の向上を通じて、介護保険制度の基本理念である「自立支援」や「重度化防止」等を実現できるよう、本ガイドラインを策定しました。

2 内容

別紙1「青梅市自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントのガイドライン」を御参照ください。

3 制定日

令和3年3月

4 問合せ先

青梅市健康福祉部高齢者支援課包括支援係 山久（内線2126）

以上